

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱

制 定：令和4年12月21日付け4農産第3508号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けざるを得ない状況である。

昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応するとともに、肥料を生産現場に安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要である。

このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「国内資源由来肥料」という。）への転換を進める取組等を支援する。

(通則)

第2 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、国内資源由来肥料の活用を進める取組を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。

(事業実施主体)

第4 事業実施主体は、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定める要件を満たす者とする。

(事業の内容)

第5 本事業は、において実施する事業（以下「補助事業」という。）は別表のとおりとし、その事業内容等は農産局長等が別に定めるところによる。

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、農産局長等が別に定めるところにより事業実施計画書を作成する。

2 事業実施主体は、前項で作成した事業実施計画書の提出及び変更（別表に定める重要な変更に限る。）については、農産局長等が別に定めるところにより行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事、都道府県協議会又は事業実施主体（農林水産省から直接交付するものに限る。以下「補助事業者」という。）が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 別表の区分の欄に掲げる1の(3)から(2)の事業への経費の流用を除き、相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表の区分の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては農産局長等）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 交付決定者は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第13 地方公共団体以外の補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困

難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 地方公共団体以外の補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第14 補助事業者は第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

- 第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第18 補助事業者は、事業実施年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

- 第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農

政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

- 第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の金額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第22第1項に準じて改めて額の確

定を行うものとする。

3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第23 交付決定者は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第24 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金

額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第26 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第28 地方公共団体である補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第29 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第13、第15から第18まで、第20、第22から第24まで及び、第26から第28までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載している場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者へ補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、地方公共団体である間接補助事業者へ補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第11第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

6 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

8 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第30 交付決定者は、補助事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(国が都道府県を通じて行う助成措置)

第31 国は、予算の範囲内において、別表区分の欄の2の事業の実施に要する経費に充てるため、補助事業者である都道府県知事に対し、補助金を交付することができる。

(委任)

第32 補助事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

(その他)

第33 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和４年12月21日から施行する。

別表（第6、第7、第8及び第16関係）

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国内肥料資源活用総合支援事 （1）国内肥料資源活用施設総合整備支援	本要綱に基づき行う事業に要する経費	1/2以内	地方農政局長等 （事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）	区分の欄の1の（3）から（2）への経費の流用（1の（3）の30％を超える流用）	1 補助事業者の変更 2 補助事業の中止又は廃止 3 補助事業者における国庫補助金の増 4 補助事業者における30％を超える国庫補助金の減
（2）国内肥料資源活用総合推進支援		定額 1/2 以内	地方農政局長等		
（3）国内肥料資源活用総合推進事業		定額	地方農政局長等		
（4）国内肥料資源流通促進支援		定額	農林水産大臣		

2 畜産環境 対策総合支 援事業 (1) 畜産堆 肥流通体制 支援事業 (2) 畜産・土 づくり堆肥 生産流通体 制支援事業 (3) 畜産・土 づくり施設 等導入支援 事業 (4) 畜産環 境対策推進 体制支援事 業 (5) 畜産環 境関連施設 等導入支援 事業		定額	農林水産大臣		1 事業実施主体 又は取組主体の 変更 2 補助事業の中 止又は廃止 3 成果目標の変 更 4 補助事業者に おける国庫補助 金の増 5 補助事業者に おける 30%を超 える国庫補助金 の減
		定額 1/2 以内	地方農政局長等		
		定額 1/2 以内	地方農政局長等		
		定額	地方農政局長等		
		1/2 以内	地方農政局長等		

別記様式第1号（第9関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※1）都道府県知事 氏 名
（※2）所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）1 事業実施計画書を添付すること。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計

- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

４ 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

- （注）１ この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる２の（２）、（３）、（４）及び（５）の事業にあつては（※１）、別表の区分の欄に掲げる１及び２の（１）の事業にあつては（※２）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる１の（１）から（３）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあつては、まとめて申請できるものとする。
- ２ 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- ３ 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 2 号（第 13、第 29 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第15関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※1）都道府県知事 氏 名
（※2）所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（※3）したいので、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づき申請する。

記

〇〇（※3）の理由

- （注）1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあっては（※1）、別表の区分の欄に掲げる1及び2の（1）の事業にあっては（※2）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の（1）から（3）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。
- 2 〇〇（※3）については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とすること。
- 3 変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業実施計画書を添付すること。
なお、変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の内容が容易に比較対照できるように変更部分（中止の場合は中止部分、廃止の場合は廃止部分）を赤字で加筆修正（変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）の部分は取消線で修正）すること。
- 4 事業実施計画書の添付書類については、変更があったものに限り添付すること（交付申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※1）都道府県知事 氏 名
（※2）所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）（※3）ため、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき届出する。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）（※3）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分 (※4)	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況 (※5)				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注）1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあつては（※1）、別表の区分の欄に掲げる1及び2の（1）の事業にあつては（※2）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の（1）から（3）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあつては、まとめて申請できるものとする。
- 2 括弧内（※3）は、該当するものを記載すること。
- 3 （※4）の「区分」欄は、別表の区分の別に記入すること。
- 4 （※5）の「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 5 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、（※5）の「〇年〇月〇日以降に実施するもの」の欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 6 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部

分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 7 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※1）都道府県知事 氏 名

（※2）所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第18の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分 (※3)	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況 (※4)				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注）1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあっては（※1）、別表の区分の欄に掲げる1及び2の（1）の事業にあっては（※2）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の（1）から（3）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。
- 2 （※3）の「区分」欄は、別表の区分の別に記入すること。
- 3 （※4）の「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 6 号（第 19 関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

官署支出官 〇〇 殿

（第 19 第 1 項に定める官署支出官名を記入）

（※ 1）都道府県知事 氏 名

（※ 2）所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3508 号農林水産事務次官依命通知）第 19 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（※ 3）

記

区 分 (※ 4)	総事業費	国庫 補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告 (注 2)	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高	〇月〇日 現在の 出来高	金額	〇月〇日 現在の予定 出来高	金額	〇月〇日 までの予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注） 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる 2 の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあっては（※ 1）、別表の区分の欄に掲げる 1 及び 2 の（1）の事業にあっては（※ 2）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる 1 の（1）から（3）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請でき

るものとする。

- 2 下線部（※3）は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。
- 3 （※4）の「区分」欄は、別表の区分の別に記入すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第20第1項関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※1）都道府県知事 氏 名
（※2）所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第20第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。）（※3）

- （注）1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあっては（※1）、別表の区分の欄に掲げる1及び2の（1）の事業にあっては（※2）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の（1）から（3）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。
- 2 括弧内（※3）は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、〇〇年〇月〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 4 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 5 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）。
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第 8 号（第 20 第 2 項関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※ 1）都道府県知事 氏 名
（※ 2）所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 21 日付け 4 農産第 3508 号農林水産事務次官依命通知）第 20 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫 補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注） 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる 2 の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあっては（※ 1）、別表の区分の欄に掲げる 1 及び 2 の（1）の事業にあっては（※ 2）の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる 1 の（1）から（3）までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。
- 2 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるも

のとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

- 4 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 5 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 6 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第20第4項関係）

〇〇年度 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（※1）都道府県知事 氏 名

（※2）所 在 地

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金について、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕
入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[| |] |
| 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[| |] |

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - (2) 付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - (4) 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 3 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 6 別表の区分の欄に掲げる 2 の（2）、（3）、（4）及び（5）の事業にあっては、（※1）、別表の区分の欄に掲げる 1 及び 2 の（1）の事業にあっては（※2）の申請者とする。

別記様式第 10 号（第 27 関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名 _____

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
									国庫補 助金※1	都道 府県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 28 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。